

# 仙台市路面下空洞調査業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(平成 28 年 12 月 8 日市長決裁)

## (設置)

第 1 条 路面下空洞調査業務（以下「本業務」という。）の実施を目的とする契約において、受託者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その選定を適正に行うため、仙台市路面下空洞調査業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 審査委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議を行う。

- (1) 参加表明書及び技術提案書の評価基準を定めること
- (2) 技術提案書の評価を行うこと
- (3) 受託者の選定に関すること
- (4) その他本業務の実施に係る必要な事項に関すること

## (組織及び委員)

第 3 条 審査委員会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 審査委員会の委員のうち 5 人は、次に掲げる本市の職員をもって充て、その他の委員は、学識経験者その他本業務に関する知見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 建設局道路部長
- (2) 建設局道路部道路計画課長
- (3) 建設局道路部道路管理課長
- (4) 建設局道路部道路保全課長
- (5) 各区役所の建設部道路課長、青葉区役所宮城総合支所道路課長又は太白区役所秋保総合支所建設課長

3 委員の任期は、3 年以内で市長が定める期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## (委員長)

第 4 条 審査委員会に委員長を置き、建設局道路部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 委員長は、審査委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査委員会の委員のうち審査委員会で審議すべき事項に利害関係を有するものは、その事項に関する審議に参加することができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員長は、審査委員会の会議を開くいとまがないと認めるときは、持ち回りで決議することにより、前項の規定による議決に代えることができる。
- 6 審査委員会の会議は、公開する。ただし、審査委員会は、次のいずれかに該当するときは、これを公開しないことができる。
- (1) 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第7条各号に掲げる情報を扱うとき
  - (2) その他非公開とすることに相当の理由があるとき

（庶務）

第6条 審査委員会の庶務は、建設局道路部道路保全課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月8日から実施する。